

「北海道Society5.0推進計画」について



1 策定趣旨



計画の背景

① 未来技術の進展

- ICTやAI、ロボット等の未来技術の進展が著しい
- あらゆる場面でインターネットに繋がる時代がすぐそこまで
- 「データ」が新時代のガソリンと言われ、データの利活用を前提にした仕組みづくりが重要

② 北海道の課題

- 人口減少・少子高齢化の影響による課題が深刻化（地域交通・物流の維持・確保、人手不足、医療・教育環境の低下等）
- 大雨、洪水や地震など自然災害による被害が頻発（東日本大震災、北海道胆振東部地震等）

10年後の北海道の未来社会を描いた「北海道Society5.0構想」

新型コロナウイルス感染症の社会的影響大

新型コロナウイルス感染症の影響

- 新型コロナウイルス感染症の流行を端緒とする非接触勧奨による遠隔診療、遠隔・オンライン教育、テレワークの必要性
- 新型コロナウイルス感染症により明確となった官民含めたデジタル化の遅れ

「北海道Society5.0」の実現

- 変化に対応するため、「北海道Society5.0構想」で描いた未来社会（北海道Society5.0）の実現が急務
- データを利活用する上で公開と連携という2点がより重要度を増している

ICTが全ての根幹のインフラとなることで、IoTやビッグデータ、AIなどの未来技術を一層推進し、本道が抱える様々な課題を解決するとともに、感染症や気候変動に伴う大規模自然災害の頻発化などといった不測の事態にも揺るがない北海道の強靱化、さらには、様々な分野での施策が有機的に連携し、一次産業を始めとした産業競争力の抜本的な強化や地域社会の活性化、質の高い暮らしを実現する。

2 計画の性格等



計画の性格

- 「北海道総合計画」の特定分野別計画
- 「官民データ活用推進基本法」に基づく都道府県官民データ活用推進計画
- 「北海道Society5.0」の実現に向けた北海道全体の指針
(「北海道Society5.0構想」の実現に向けたアクションプラン)

計画の推進期間

- 2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間

※技術の進展や創造、社会情勢の変化などを踏まえて、必要に応じ計画内容や推進期間の見直しを図る。

3 計画の全体イメージ



4 施策の展開について（ロードマップ）



... 2030

「北海道Society 5.0」実現へ

区分		2021	2022	2023	2024	2025
暮らし	医療・福祉	コロナ対応 感染症の流行に備えた対策	安いで質の高い医療・福祉サービスの強化		住民の暮らしに欠かせない地域交通・物流の安定的な確保	
	教育		北海道の未来をけん引する人づくり		環境への負荷が少ない持続可能な社会の構築	
	地域生活		道民生活の安全・安心の確保と利便性の向上		強靱な北海道づくりと都市一極集中の解消	
産業	農林水産業	経済活動への影響対策	農林水産業の持続的な成長		多彩な地域資源を活かした世界が憧れる観光立国北海道の更なる推進	
	地場産業		地域経済を支える中小・小規模企業の産業力強化と新たな成長企業の創出		産業活動や暮らしを支える社会資本の戦略的・効率的な整備	
	研究開発		「北海道Society5.0」の実現に向けた研究開発の推進		産業活動や暮らしを支える社会資本の戦略的・効率的な整備	
行政	利用者視点のデジタル化	行政のデジタル化の推進	利用者視点でのデジタル化の推進			
	マイナンバー制度		未来技術の活用とそれを前提とした仕組みづくり マイナンバー制度の円滑な運用とマイナンバーカードの普及・活用			
データ	オープンデータの推進	接触確認アプリ等を通じた感染まん延の防止	広範な主体による公共データの利活用に向けたオープンデータの推進			
	データの利活用		データの共有と活用の仕組みづくり 官民連携による安全・安心なデータの利活用を通じた道民生活の向上			
基盤	情報通信基盤の整備	光ファイバ整備を通じた情報通信基盤の確保	「北海道Society5.0」の実現を加速させる情報通信基盤の整備			
	セキュリティ対策		未来技術を支える社会的基盤の整備 「北海道Society5.0」を支えるセキュリティ対策			
	デジタル人材の育成・確保		「北海道Society5.0」の実現に向けたデジタル人材の育成・確保			

5 施策一覽



施策の柱

施策の展開方針

喫緊の
取組

新型コロナウイルス
感染症対策

感染症の流行に備えた対策

経済活動への影響対策

行政のデジタル化の推進

接触確認アプリ等を通じた
感染まん延の防止

光ファイバ整備を通じた
情報通信基盤の確保

暮らし

安全で質の高い
医療・福祉サービスの強化

道民生活の安全・安心の確保
と利便性の向上

環境への負荷が少ない
持続可能な社会の構築

北海道の未来をけん引する
人づくり

住民の暮らしに欠かせない
地域交通・物流の安定的な確保

強靱な北海道づくりと
都市一極集中の解消

産業

農林水産業の持続的な成長

「北海道Society5.0」の実現に
向けた研究開発の推進

産業活動や暮らしを支える
社会資本の戦略的・効率的な整備

地域経済を支える中小・小規模企業の産業力強化
と新たな成長企業の創出

多彩な地域資源を活かした世界が憧れる
観光立国北海道の更なる推進

行政

利用者視点でのデジタル化の推進

マイナンバー制度の円滑な運用と
マイナンバーカードの普及・活用

データの利活用

広範な主体による公共データの
利活用に向けた
オープンデータの推進

官民連携による安全・安心な
データの利活用を通じた
道民生活の向上

基盤整備

「北海道Society5.0」の実現を
加速させる情報通信基盤の整備

「北海道Society5.0」を支える
セキュリティ対策

「北海道Society5.0」の実現に
向けたデジタル人材の育成・確保

中長期的な
取組

6 計画の推進体制



北海道Society5.0推進会議

「北海道Society5.0」の実現に向けた
オール北海道での取組の方向性に関する検討・協議



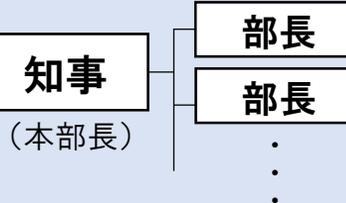
連携・協働

北海道Society5.0戦略本部

道庁

「北海道Society5.0」の実現に向け、
道としての取組の方向性を決定

- ★ 知事を本部長とした部長級会議
- ★ 庁議に合わせて開催



＜本部の所掌事項＞

- ・ 計画の総合的な推進に関すること。
- ・ 「北海道Society5.0」関連の重要施策に関すること。
- ・ その他「北海道Society5.0」に係る重要事項に関すること。

全庁の情報共有・意見交換の場を設置

北海道Society5.0戦略委員会

- 道庁各部の課長級会議
- 関係部局総務課長、企画担当課長、（総合）振興局地域創生部長が構成員

7 国の動向について（デジタル改革関連法案の成立）

- ☆ デジタル社会形成に向けた「基本方針」や「デジタル庁の設置」などを規定した基本法案が令和3年5月12日に成立。
- ☆ 合わせて「デジタル庁設置法」や地方公共団体の情報システム標準化に関する法律など関連法案も成立。

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）の廃止

↓ 新しい基本法に代替

デジタル社会形成基本法 <内閣官房>

デジタル社会の形成に関して、基本理念、施策の策定に係る基本方針、国・自治体・事業者の責務、デジタル庁の設置、重点計画を定めたもの

デジタル庁設置法 <内閣官房>

デジタル庁が所掌する事務及び組織に関する事項を定めたもの

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（内閣官房）

- ・ 個人情報関係3法を1本に統合し、地方公共団体の制度も全国的な共通ルールを設定
- ・ 押印・書面手続の見直し
- ・ マイナンバーの利用範囲拡大に向けたマイナンバー法の改正 など

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（内閣府）

希望者はマイナポータルからの登録、金融機関窓口からの口座登録ができるようにし、緊急時の給付金や児童手当などの公金給付に登録した口座の利用が可能となることで、国民の申請手続の簡素化・給付の迅速化を実現

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（内閣府）

預貯金者の意思に基づいた、マイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度や、災害・相続時に預貯金者や相続人の求めに応じて、預金保険機構が預貯金口座に関する情報を提供する制度を創設することで、国民の手続負担の軽減等を実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 <総務省>

- ・ 自治体の情報システムの標準化に関する基本方針、必要とされる機能などの基準の策定、推進に必要な事項を定めたもの
- ・ 自治体システムのアプリケーションやデータの仕様を国が標準化、全自治体に対して、25年度までに標準仕様の情報システムへ移行することを求めている
- ・ 25年度末には、原則として全自治体がガバメントクラウドの利用を開始（移行準備やデータ移行の経費は国費で全額補助）

ガバメントクラウド

ベンダーA社

ベンダーB社

標準準拠アプリ

標準準拠アプリ・・・

共通基盤・機能（IaaS, PaaS, SaaS）

X市データ

Y町データ

（標準化されたデータ）

X市

Y町

8 デジタル庁について（令和3年9月1日に設立予定）

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、内閣にデジタル庁を設置するための法案が成立し、令和3年9月1日に設立予定。

デジタル庁の主な業務

- デジタル社会形成に関する重点計画の作成及び推進
- 個人を識別する番号に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
- 情報通信技術を利用した本人確認に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
- データの標準化、外部連携機能、公的基盤情報データベース（ベース・レジストリ）に係る総合的・基本的な政策の企画立案等
- 国・地方公共団体・準公共部門の民間事業者の情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進
- 国が行う情報システムの整備・管理に関する事業の統括管理、予算の一括計上など

デジタル庁の組織

- ◆ デジタル庁の長及び主任の大臣は内閣総理大臣
- ◆ 内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を総轄するデジタル大臣を設置
- ◆ 副大臣一人及び大臣政務官一人に加え、デジタル大臣に進言等を行い、各部局等の事務を監督する内閣任免の特別職としてデジタル監を設置 など